

## 第1回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成24年9月20日(木) 15時～17時
- 2 場所 総務省7階省議室
- 3 出席者 神野会長、木内委員、佐藤委員、中村委員、松本委員、小西委員、沼尾委員、中里委員、吉村委員
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 川端総務大臣挨拶
  - (3) 大島総務副大臣挨拶
  - (4) 稲見総務大臣政務官挨拶
  - (5) 委員紹介
  - (6) 議事
    - ①検討会の運営について
    - ②今後の検討会の進め方について
    - ③自由討議
  - (7) 閉会
- 5 議事の経過
  - 総務省より、検討会の開催要綱(案)や、検討会のスケジュールについて説明があったのち、開催要綱については原案どおり決議がなされた。
  - 総務省より、関係法律の条文・閣議決定等や、地方法人特別税の創設の経緯、これまでの地方財政審議会の意見、地方法人課税の現状等について、説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

(以下、質疑及び自由討議)

  - 地方法人特別税・譲与税は誰もベストと思っていない、というところから議論する必要がある。
  - 地方財源は個々の団体に帰属すると同時に、共有の財源をシェアするものでもある。そのバランスが大事。地方法人特別税を単純に地方税に戻したらいいという議論はできない。

- 外形標準課税のようなことをしないと、法人事業税の税収は安定しない。
- 交付団体と不交付団体間の調整は交付税では限界があり、譲与税は選択肢から外せない。
- 何をもって税収の平年度ベースにしたらいかががよく分からない。それも含めて議論するのだろう。
- 地方消費税率が1.2%引き上げられた後の税収の偏在度をシミュレートした上で、法人課税の議論をする必要がある。
- 地方法人特別税・譲与税の導入は緊急避難的な措置としてやむを得なかったと思うが、個別の税について税収の配分を調整することが、財政調整制度として地方交付税がある中でどこまで許容できるのか検討が必要。
- 法人の所得で受益の大きさが測れるのか。赤字法人も行政サービスを受けているのに、所得を課税標準とすることが受益と見合っているか。そこに乖離があるのであれば、税収の偏在是正を清算のスキームで考えることもできるのではないか。
- 税収の偏在是正の観点からは、地方消費税の清算基準の6:1:1の割合を変えることも併せて考え得るのかも知れない。
- 所得課税が中心の都道府県税は、税収の変動が非常に大きい。それをどうするか。
- 地方法人課税の偏在性が外形標準課税導入で思ったほど是正されなかった。外形標準のあり方についてどのように考えていくのかが一つの論点になる。分割基準についても見てみたい。
- 1人当たり税収で偏在度を見るのが妥当か、議論が必要。社会保障関連の需要は首都圏や大都市圏で伸びていく。一方で地方では国土の保全などの需要があるが、財政需要との見合いで必要な財源をどう考えるか。
- 議論の中の1つの対立軸は、地方公共団体の自主決定権と、行政サービス提供のための財源保障・財政調整。この対立をどう整理していくか。地方団体の課税権は当該団体が提供している行政サービスの裏付けにすぎないという見方が強かったが、企業誘致のインセンティブとして用いられる局面もある。

- 応益原則との関係で課税主体をどのように決定するか、整理が必要。
- 分割基準の見直しで対応できない部分が出てきたのが地方法人特別税創設の重要な要因なので、経緯を整理したい。
- 外形標準課税をもうちょっと徹底したら偏在是正効果があるのか。
- 実物経済に比べ金融経済が膨れ上がっている時代に、今の金融業の外形標準のあり方も少し考えておかなければいけない。
- 地方法人特別税・譲与税は、暫定措置だからやめるとしても、元々の問題は解決されていない。地方消費税率が上がれば地方財政に占める税の割合が高まり、格差はひどくなる。税だけで格差の問題に対応するのは難しい。交付税など地方財政全体を見ながら議論することが必要。
- 2回目、3回目のヒアリング等を踏まえ、どういう項目立てでどのように議論するかを整理する必要がある。
- 「丁寧な議論」「了解を得ること」が大切。合意形成に役立つ検討でないと意味がない。
- 地方法人課税の偏在がいわれるが、財政調整制度もある。一般財源ベースで見た偏在度はどうかといったことも含めて考えないと一方に偏する。
- 利害関係者など当事者のご意見を聞きたい。
- 外形標準課税、法人事業税の分割基準、地方消費税の清算基準は基本的に全然違うものという共通認識が必要。
- 地方法人課税は偏在性があるので国税化すべきとか、地方法人課税の負担が重いので税率を引き下げるべきという議論がある中で、改めて地方法人課税の意義を大前提として確認しておく必要がある。
- OECD諸国全体では1990年代から一貫して法人課税の負担を増加させてきた中で、例外は多分日本だけ。

以上